

古文書にみた中世末期越後地方の音韻

迫野, 虔徳

<https://doi.org/10.15017/12251>

出版情報 : 語文研究. 22, pp.26-35, 1966-10-31. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

古文書にみた中世末期越後地方の音韻

迫野虔徳

一、方言史料としての古文書

国語における現在諸方言の記述的研究は、戦後、体系的に解明されて著しい成果を収め、また、方言地理学的方法によって分布から歴史を推定しようとする試みもなされはじめるなど、方言学は、近年最も著しい進展をみせた研究部門の一つである。ところで東条操氏が「方言学の話」の中で¹⁾

学者によると方言学は現在学なりとの説をとって、その研究範囲を現代に限ろうとする人もあるが、これは少し偏狭な論ではあるまいか。一時代の方言とは、現代の方言だけの意ではない。当然過去の一時代をも含むものである。

と述べられたごとく、とかく「過去の方言」については、等閑視されるくらいではないではなかった。それは一つには、東条氏も指摘されるごとく、前代の方言資料の貧弱さに起因するところがあると思われる。過去の方言資料には室町期に至るまでほとんどみるべきものはなく、その末期にロドリゲスの「日本文

典」がわずかにまとまった方言の記述をなすぐらいである。このような過去の方言資料の欠乏をいささかでも補う意味で、ここに古文書を扱ってみようと思う。

先に峰岸明氏が、「平安時代記録資料における『而』字の用法について―記録語研究の一方法」²⁾において、古文書・古記録について、

(1) 成立当時の原物・また自筆本の現存すること。

(2) 執筆年時が明瞭に知られること。

の二点において、その史料価値を認めようと言われたが、古文書については、さらに、

(3) 今日まで明らかにされたものでも、実に三十万通を越え、数量の多寡はあるにしても、ほとんど全国に亘って求められること³⁾

(4) その執筆者は、広い階層に亘り自らその教養度にも幅があり、内容は、本来的に生活に密着したものである。従って元来、文語的であるにもかかわらず口語的要素が混入していること。

等を考慮することによって、過去の各地の言語状態―方言―をさぐる資料となりうると考えられるからである。そして多くの場合、執筆者の属する国郡、時には村落の名まで明らかであり、このことから単に、例えば「東国方言」といったような漠然としたいい方から脱皮できるかもしれないという期待を抱くことができる。この古文書を資料として、主として中世末期の越後地方の言語状態―特に音韻―について調査し、併せて叙上の事を確認してみたいと思う。古文書のうちその仮名文書が当面の中心資料となるが、それらは主として次のものに拠った。

- 上杉家文書（大日本古文書家わけ第十二）
- 越後文書宝翰集（新潟県文化財調査報告書第二）
- 奥山荘史料（右 同第十）
- 越佐史料（高橋義彦編）
- 曹洞宗古文書（大久保道舟編）

- （注1）『方言学の話』（昭32）所収13p
- （注2）『国語学』62輯
- （注3）『古文書学』吉村茂樹、東大学術叢書13

二、母音「イ」と「エ」

中世末期、当地の母音では「イ」「エ」が注意される。

- (1) 宮福丸氏実一世の間ニめいをそむき候ハハ、そのきハくへかへして何の子ニも可出候、

（黒川氏実置文 文明十一年十一月廿四日 一四七九）

「くへかへし」は、「くいかへし」が標準表記で「悔返」があらわれる。「一旦与へたる物を取り返す」意である。当地の古文書にはこのような「い、る、ひ」が、「え、ゑ、へ」に表記された事例が散見される。以下それを示すと、

(2) きやうこうあいたが^{相違}烈に^{床敷}せせうを申候ハハさいくわに申さ^{罪科}れ候へく候敷

（和田茂実置文案 貞和六年三月十六日 一三五〇）

- (3) 一ふくに^{永代}ゑいたへ^疎ゆうつりわたすなり
- （和田時明讓状 広永十五年八月十五日 一四〇八）

- (4) のも村上やまのはるかあなたより^疎さかへはたちて候
- （正応五年和与状勘文 文明十二年カ 一四八〇）

- (5) 越中之人質細々いろ^{相違}候而用心油断有間敷事
- （上杉輝虎条書 永祿四年八月廿九日 一五六一）

- (6) 去月十二日てう所を以ゆひ越候事いさ^{相違}聞届候
- （上杉輝虎書状 永祿七年三月四日 一五六四）

- (7) 物毎（上杉輝虎署名消息手本 永祿十一年 一五六八）
- （上杉輝虎書状 永祿七年三月四日 一五六四）

- (8) 関東堺敵可成働模様之由いさ^{相違}心へ候
- （上杉景勝書状 天正七年三月十九日 一五七九）

以上とは逆に「エ」↓「イ」の交替表記もみられる。

- (9) かハをこいてたかのふんの田あるへからす
- （高井時茂讓状 建治三年十一月五日 一二七七）

- (10) よしい（毛利広春書状 永正十七年 一五二〇）
- （高井時茂讓状 建治三年十一月五日 一二七七）

- (11) さいきり（上杉景勝書状 天正八年 一五八〇）
- （上杉景勝書状 天正八年三月三日）

- (12) 楓（伊呂波尽手本 永祿カ）

この(9)「エ」↓「イ」の交替は、国語史上でもしばしば見られる現象であるが、(1)「(8)の「イ」↓「エ」の交替を考えた場合、現代、関東、東北、北陸一帯に広く見られる中古音(ε)と同じような方言音を反映したものであるうと思われる。即ち、当地にあつては、「イ」「エ」の音韻的区別が曖昧であつて、それがかゝる表記となつて現れたものと思われる。現代新潟地方では、知識階級のものでも、「イ」と「エ」の表記をしばしば誤り、一般の農家の老人などには、共通語にこの区別があるということさえ知らないものが多いという。このような状態は、中世にあつてもほゞ同様であつたと思われる。

又、母音「イ」は、[w]の前では「ユ」と交替する。

ゑんろこそて一かさね給一しほゆわい入参候

(上杉輝虎書状 天正二 一五七四)
霜月廿四日

これも、現代関東、奥羽はじめ東日本に多い現象であつて、中世のそれらの地方の古文書にも頻出するものである。ちなみにこの「ユ」が、次節で述べる方言現象によつて、「ヨ」と表記されることがある。

よわひには田こそうへて見るへけれ、一もとうへてちもとのいね

(八幡宮田あそひの哥 永正二 天正十写)

朝はかに勢い柴ひろふしてわせ植てよわひに田をかそ植て見るへけれ

正元二年正月吉日 主平神主

(八幡宮古事来歴帳)

(注1) 「日本古文書学」「用語」伊木寿一
(注2) 越後毛利氏。北条村専称寺過去帳「十代最勝院臨阿丹後守広春」
(注3) 方言学講座第二卷三三四〜

三 ウ、才段開拗音

三ノ一 当地の仮名資料には「イ」「エ」と共に「ユウ」「ヨウ」韻が互に転訛する現象が見られる、まず用例を掲げる。

(1) しんせう (信州) (上杉輝虎願文 永禄七年 一五六四)
六月廿四日

(2) りんせう (右同)

(3) 待入候 喜人候 秋 秋 秋 秋

(4) 由 拾 拾 (伊呂波尽手本 永禄十一年 一五六八)
拾月吉日

(5) 加せうしゆ (上杉輝虎書状 天正元 一五七三)
五月十四日

(6) ちよふ (上杉景勝書状 天正八 一五八〇)
三月三日

(7) せうき (上杉景勝自筆書状 年末詳)

(8) けうめい (本庄房長書状 年末詳)

II

(9) 御りうしゆ (料所) (阿佐美彦六書状 弘治二年 一五五六)
十二月廿二日

(10) 表裏 朝 今丁朝 朝夕之心 懸簡心候

(11) ひうり (兼集) (上杉輝虎署名消息手本 永禄十一年 一五六八)
拾月吉日

(12) きうりやう (校重) (上杉輝虎書状 天正二 一五七四)
霜月廿四日

(12) きうりやう (上杉景勝自筆書状 年末詳)

(氏名未詳書状)⁽¹⁾

(13) なかち(中条) (蓼沼掃部泰重書状^{天正十年}四月九日 一五八二)

(14) しんひ(神妙)う (準人身質入借米状^{慶長三年}三月十四日 一五九八)

I は、*yô* が *yô* に、II は *yô* が *yû* に表記されたもので、このような現象は、当地の古文書の一つの特色をなしている。また、これら拗長音の場合のみならず、次のような事例においても同様な現象がみられる。

III (15) 成就(じやうじよ) (上杉輝虎署名消息手本^{永禄十一年}拾月吉日 一五六八)

IV (16) 御り(料所)うしゆ (阿佐美彦六書状^{弘治二年}十二月廿七日 一五五六)

(17) ようしゆ(用所) (上杉輝虎書状^{永禄五年}二月廿七日 一五六二)

よふしゆ (上杉景勝自筆書状^{年末詳})

(18) しゆやく(備後) (小少将寄進状^{永禄八年}五月廿四日 一五六五)

(19) 扶助(ふじゆ) (上杉輝虎署名消息手本^{天正元年}永禄十一年八月七日 一五六八)

(20) しゆ(料所) (上杉輝虎書状^{八月七日}一五七三)

(21) しゆ(料所) (五十嵐惟秀申状^{年末詳}十月廿三日)

これらウ、オ段開拗音の、標準表記とは異った表記は、越後地方の仮名資料に特に目に立つもので、いまのところ長野県の古文書に、*yô* ↓ *yû* の表記と共に、
(イ) 此人のなつかれいつかたにてふへはんしやう申とも一人合よる(音)さすひかすへく候也

文明二年卯月十八日 ひかし(東小諸)こむろさうま 信吉(花押)

(ロ) 当国ちんちよ諏訪上下大明神……

慶長十三年九月八日 東筑摩郡窪村伝助等連署起請文、

などを散見したにとどまる。その他の地方では、オ段開拗音はしばしばウ段音と交替表記されるが、その逆の表記は見られない。例えば、下総国結城に拠って、北条、佐竹らと並んで強盛を誇った結城氏の十六代政勝が制定した家法「結城氏新法度」には、

しうこ(證拠) (11 12 13 19 43 47 58 の各条)

しうもん(證文) (19 44 条)

ゆふかい(要害) (33 97 条)

そしう(訴訟) (16 条)

くわりう(過料) (16 91 92 95 条)

しうらん(照覽) (62 条)

りうち(聊爾) (56 条)

など、*yô* ↓ *yû* の事例は頻出するが、*yû* ↓ *yô* の交替は一例も見当らない。このような一方的な *yô* ↓ *yû* の交替表記は、当代の関東東北地方の文書には少くなく、中でも合音字のそれが多く、合音の音声事情に起因するかと疑わせる。これに比して越後地方の古文書に、*yô* ↓ *yû* の交替のみならず、その逆の表記も共に見られることは、他の地方とは異った越後地方特有の音声(音韻)事情を思わしめる、この *yû* ↓ *yô* の現象が、少くとも近世には、越後地方の特殊な方言音と意識されていたことは、森羅万象亭が越後方言を取入れて書いた「田舎芝居」(天明七)に、「せうよたる」(醬油樽)「わかいしよ」(若衆)「よろす」(許す)「よりのはな」(百合の花)などを特に織込んでいることから窺われるのである。

三ノ二 ところで中世末期には、古文書以外の文献にもこの

・yû・yô 兩韻の表記交替現象は見られ、それらについては既に二三の論考がある。吉川泰雄氏は、「近古国語における長拗音「ゆう」と「よう」との相関」(古典の新研究第二集)において、この交替現象を取り上げられ、当時音韻上の注目すべき顕著な一現象であったとされた。そしてこの現象は、「江戸上期、敢へて指すならば、明暦万治あたりを以て殆んど衰退し、或いは定まった語に形見を止め、或いは方言として奇しまれつつ名残を示すような状態と成つたのである。」と述べられている。この説に従うならば、中世末期の越後地方の古文書に見られた交替現象は、中央語系においても当時盛んに行われていたところであつて、それが方言として意識されるようになるには近世まで待たなければならなかつたことになる。この吉川氏の説をほぼは認されて、やはり方言の反映として捉えることに消極的な姿勢を示されたものに、大田栄太郎・山田忠雄氏の論がある。⁶⁾大田・山田両氏は「法明童子」の翻刻論考に際してこの現象に「触れられ、吉川氏の挙げられなかつた多くの事例を示されたが、中でも「京大図書館蔵元龜本運歩色葉集」に夥しい・yû・yô 相互交替表記が見られ、同時にその表紙裏に、

此書関東口ニテ仮名違候、其御心得尤候

と注記があることから、この現象を「方言の諸特徴と結びつけることは極めて容易であるが」とされながらも、「当時としても関東に於いて書写された奥書を持つすべての古書本が右の傾向(注・yû表記の交替)に同ずるものでもないことは本書(注・法明童子)始め幾多の傍例が有る上に、吉川氏の博引せられた傍例について見てもその悉くを関東のものと断ずるには頗る躊躇せら

れるものがある」と慎重な態度を取られた。

前記二論考がいずれも、この現象を国語音韻史の問題として取扱ひ、方言の反映かと疑うことに控目な態度を取られたのは、大田・山田氏も述べられているごとく、その事例が、中央語系の文献にも求められることに、その主たる理由があつたと思われる。しかしながら、示されたそれらの諸事例を子細に検討してみると、表面的には相似の現象のごとく見えても、必ずしも同一の性格のものばかりではないように思われる。即ちそれらの諸事例には、

(1) 吉川氏の引用された「慈堂法語」のように「称」「表」「苗」「揺」「葉」「遼」等、yô ↓ yû の一方的交替表記のみ見られるもの。

(2) 大田・山田氏の紹介された「元龜本運歩色葉集」のように、「興」「頌」「趙」等に対して「周」「祝」「秋」等が同時に見られるなど、yô・yû が同一文献中で、体系的に相互に交

替した表記の見られるもの。
(3) yû ↓ yô の交替表記も見られるが、体系的でなく語彙的傾向の強いもの。

のおよそ三種の場合が考え合せられるように思われる。(3)の場合、例えば吉川氏も指摘されたように、くはんじやうじ殿。勸修寺殿也。但公家の名目にてハ、クハジャウジとなゆるとかや(浮世鏡)

のような、一種の「名目読み」となつて交替が固定したものであつたと思われ、いわばこの種の交替は、臨時的転訛とでもよぶべきものである。このことは「よふめし」(夕飯)・「すい

「鏡」「丹波通辞」などの組上にあがりえたことから明らかである。ただ、このような転訛の現象が当時顕著であったことは、吉川氏の指摘されたところである。これに比して(2)の場合、既到大田・山田氏も「元龜本運歩色葉集」に、(a)「瓢」をヒウと写すのに対し「干瓢」があり、「兆」をチウと写すのに対し「慶兆」があり、「教」をキウと書く傍ら「手教」などの反例があること。(b)ケの部に「恐々」「交名」「協息」レの部「料所」「聊尔」「綾羅」、シの部に「愁歎」「祝言」「秀句」など、見出しの各部のかなと異なる附訓がなされていること。(c)就中、「終日」「掃愁筆」の如き表記に際しての躊躇と受け取られる表記があることなどから、「*yú*とも*yô*ともつかぬ、暖味な中途半端の発音なるが故に表記に躊躇、ためらひが生じ、或は二途に分かれたものではないか」と指摘されたように、「音韻的区別の暖味さ」に起因する表記の交替があつたと思われる。そしてこの(2)の場合は、当代にあつても多分に方言的色彩が濃厚であつたと思われる。このことは、越後地方の古文書などに、上層階級のものでもしばしば*yú*・*yô*の相互交替表記をきたし、その表記上の誤りを防ぎきれなかつたかの感があるに對し、中央語系を始めとして、他の地方に下層階級のものであつても、ほとんどその事例を指摘することができないことからもおよそ考えられることであり、また先にも指摘した如く、「音韻的区別の暖味さ」によって表記にゆれをきたしたと思われる「元龜本運歩色葉集」の表紙裏に、

此書関東口ニテ仮名違候、其御心得尤候(傍点筆者)とあり、また、

此書ニ仮名違有ヲ顕ス也。州ヲセウと付候；堯ヲキウト付；と特記してある事からも、*yú*・*yô*の交替するのは「関東口」であると意識されていた事が分るし、換言すれば、*yú*・*yô*がこのように体系的に相互交替するのは、関東以外では見られないことを認めていたと解され、その方言的色彩の濃厚であつたことを意味していると思われる。

さらに、夙に東国人士の手になつたものではないかと疑問の提出された文献で、*yú*・*yô*表記の相互交替現象が見られるものがある。笹野堅氏が発見され、古川久氏が日本古典全書狂言集下に翻刻所収された「天正狂言本」がそれである。古川氏は、その解説において本書が東北地方から発見された本であるという素性と共に、本書の「大こく」には、大蔵流や驚流で、比叡山三面の大黒天に參詣する個所が、福島県柳津町円蔵寺の虚空蔵菩薩になっており、京都付近ですむものをわざわざ会津の山奥に設定したことから、「本書は、京都、また江戸に於ける正統な狂言師の手に成つたものではなく、たとへば伊達家、上杉家など、東北のいづこかの藩に仕へた地方狂言師の記録した本であるといふ想定も浮かんでくる。」という説を提出された。本書に次のような*yú*・*yô*交替表記が見られる。

I *yú* ↓ *yô*

(1) ふはの、しよくの遊女(茶ぐり)

(2) どくじよ(とこころ)

- II
- (3) ^(地)しよ (花ぬす人)
- (4) ^(毒命)じよゑやう (くりやき)
- (5) ^(毒)しよ行 (女らくあみ)
- (6) ^(毒逆)じよんぎやく (ごぜぎとう)
- (7) ^(毒)じよんの舞 (わかな)
- (8) ^(毒)せれふ (三人笑百姓など全例)
- (9) ^(毒)せう (とくさなど)
- (10) ^(毒)せうく (あをのり)
- (11) ^(毒)せうと (八はたむ子など)
- II
- yô ↓ -yû
- (12) 酒は白やくのちう (もち酒)
- (13) 雁しゆ (雁かりがね)
- (14) ひうのかわ (二人おさめる)
- (15) ^(所)しゆまふ (八はたむ子)
- (16) ^(所)ゆわひ (こけ松) (梅ぬす人)
- (17) ^(所)ふゆふ (なるこやるこ)
- (18) ^(所)みうたん (しぶがき)
- (19) ^(所)きふげ (ところ)
- (20) ^(所)ちんぢう (ところ)
- (21) ^(所)きふたふ (うちみ)
- (22) ^(所)しゆ国 (地ぢう坊)
- (23) ^(所)こきふ (鞠ぎとう)
- (24) ^(所)みうおつかう (馬かりぎとう)
- (25) ^(所)はくゆふ (馬かりぎとう)
- (26) ^(所)一ひう (米かり)

- (27) ^(毒)ぎうゆう (米かり)
- (28) ^(毒)我が中 (つりぎつね)
- (29) ^(毒)しゆりやう (もち酒)
- (30) ^(毒)ちうぼく (つりぎつね)
- (31) ^(毒)きふろん (つりぎつね)
- (32) ^(毒)しやうぎふ (つりぎつね)

本書には、以上のような **yô・yû** の表記の交替が見られるが、とりわけ、「せうく」に対して「しうく」(今参「じよみやう」に対し、「ぢゆみやう」もち酒)があり、就中「二人出てしうと入する。大らくわぢや出合。せうとはかまもたず」(はかまさき)、「もしせうはら立ばはやし物。(中略)しうこれ見てはらをたつる」(末ひろがり)のように、数行をまたず両様の表記がなされていることから、両韻の音韻的対立が曖昧であったことが思われる。このような **yô・yû** 両韻の弁別の曖昧さの方言としての蓋然性と、古川氏の提出された疑問とは互いに相補いあうものである。

三ノ三 かゝる手続きを経て、再び越後地方の古文書に見られた諸例にかえるならば、上杉輝虎署名消息手本^{永禄十一年}中に「成就」^{じやうじよ}「入」^{によう}「秋」と同時に「扶助」^{ひうじゆ}「表裏」^{ひょうり}「朝」等の見られることなどひきあいに出すまでもなく、既に音韻的対立が曖昧であったと思われ、当地のウ・オ段開拗音は、方言音として特殊な地位を占めていたことは明らかである。

現代当地方言では、「夢」も「嫁」もともに「jome」と発音されて区別なく、老年層では、ju, giu, kin などこの系列のすべでのモーラがなくなっていて、kioori (きゅうり) gionjo

ていたといえる。

この開合の区別を、前節で見た **yû**、**yò** 相互交替の現象と絡ま
せて思えば、**yû**、**yò** 交替の諸事例が、すべて標準表記では、エ
ウ(エフ)・ヨウなどと書かれるいわゆる合音字に限られてい
たことと無関係ではあり得ない。恐らく、当地における合音の
òが、[o]とも[u]ともつかぬ閉じた不明瞭な音価を持っていて、
それが、**yû**・**yò**の弁別を危うくし、開音との距離を保ちやすく
したのであろう。

このような当地の開合の区別は、しかしながら既に近隣諸国
との間に偏りを生じ、特異な存在となりつゝあつたようである。
いま越中は仮名資料が多くなく明らめがたいので、加賀能登信
濃に見ると。

加賀能登

(1)ち(貞治)ようぢ(あましゆ一寄進状一三六五)

(2)ゆ(はせへの)つりし(るりわか)よう(法信讓状案一三六七)

(3)御か(はせへの)ゆり(るりわか)やう(寄進状案一三六六)

(4)し(兼勝)やみ(承和)しやう(尼見祐寄進状案一三六七)

(5)とう(善法寺了)とうみ(清寄進状案一三七八)

信濃

(1)ふ(不孝)こう(深沢有經讓状一三六八)

(2)くり(供料)やう(妙善讓状一三六九)

(3)こ(頭)うへ(尾)コウ(迎向)ケイ(尾)コウ(尾)トク(尾)コウ(尾)

ム(夢相)ソウ(尾)王(尾)ソウ(尾)シ(尾)ヤウ(尾)ブ(尾)トウ(尾)チ(尾)

シン(神道)トウ(尾)チャウ(尾)ノウ(尾)ジウ(尾)モウ(尾)シ(尾)

ソウ(尾)サク(尾)ソウ(尾)モク(尾)ド(尾)ウ(尾)ロ(尾)天(尾)トウ(尾)七(尾)ヨウ(尾)

ヨウ(尾)地(尾)ロウ(尾)タ(尾)ロウ(尾)中(尾)ヲウ(尾)ヲウ(尾)リウ(尾)

(土公祭文(注5)一五〇五)

信濃の場合、その混同例は甚だ多く、以下省略に従うが、これ
らの二三を見ても、越後近隣諸国の開合混同の根深さが知られる。
これに比して比較的よく開合音を保存した当地はこれら近隣諸
国との間隙を大きくし、次第に方言音としての道を歩んで行ったの
であらう。

(注1)「藩制成立史の総合研究米沢藩」

藩制史研究会編昭38 六六ペ

(注2) 同右二二「越後上杉氏領国の成立」

(注3) 「加能古文書」日置謙編

(注4) 「信濃史料」信濃史料刊行会

(注5) 漢字は、永正十二年のほゞ同文の漢字カナ交り文と対応さ
せて宛てた。

四、四つ仮名

当地の四つ仮名表記の混同事例は次のようである。

I ジ ↓ 子(方丈)

(1)ほう(羽)ちやう(黒景茂寄進状一三八六)

(2)こう(日)ちやう(中条朝資書状年末詳)

(3)みやう(名)ち(毛)ち(利)やう(春置文案一五二〇)

(4)御(尾)ち(尾)やう(尾)みやう(尾)ち(尾)ち(尾)やう(尾) (毛利広春家来等連署請文案一五二〇)

(5)よう(尾)ち(尾)ち(尾)ん(尾) (上杉輝虎書状一五六二)

(6)ち(尾)ふん(尾) (上杉輝虎書状一五六四)

(7) よくちつ (翌日) ちしや (寺社) ちんりやう (福徳) ふつちん (佛神)

(8) とうりんち (東輪寺) たんちやう (禪) てう

(9) みちやう (東縁) (上杉輝虎願文 永祿七) (天正元) 五七三

(10) さくち (作事) (安田頼家 連署起請文 天正四) 一五七六

(11) すちやう (東縁) (三好家慶 連署起請文 天正八) 一五八〇

(12) ちよふ (無) (上杉景勝書状 天正八) 一五八〇

(13) ふち (取入) (上杉景勝自筆書状 天正八) 一五八二

(14) せいちん (口上) こうちやう (長尾宗景自筆書状 年末詳)

(15) ちふん (伏) (五十嵐惟秀申状 年末詳)

(16) 御ちやう (不) やうちやう (山田吉定書状 年末詳)

(17) こちやう (神) (庄田小二郎目安 年末詳)

(18) ちんき (天) (直江兼統自筆記請文案 年末詳)

(19) てんねち (時) 地代 ちまん (鉄炮一卷之事 年末詳)

(20) ちふん (時) (上杉景勝自筆書状 年末詳)

(21) すし (前) (直江勝吉起請文案 年末詳)

(22) たしま (備) (上杉輝虎書状 (永祿五) 一五六二)

(23) こうし (五) (しんさう置文 弘治一) 一五六六

(24) ねつみ (重) (直江実綱河田長親印判状 永祿四) 一五六二

(25) ゆすり (讀) (沙弥秀建議状 文明十七) 一四八五

四つ仮名は開合とは対照的に十六世紀には その音韻的区別

を全く失っている。

五、結 び

以上、中世末期の古文書を資料として、当代越後地方の音韻二三について見てきたのであるが、母音「イ」と「エ」、及び開拗音のウ段音とオ段音は、既にこの時代、音韻的対立が曖昧になっていて、ともすればまぎれがちになっていたようであり、また四つ仮名の弁別は全く失われていたが、開合音の区別は比較的よく保たれており、しかも隣接諸地域と隔りを生じ、特異な存在となりつゝあつたようである。これらの諸事象から判断すれば、今日越後方言として行われている大略は、少くとも四五百年前、既にその大構が成立していて、それが近世封建社会というまた恰好の方言温床の中で、守られ伝えられて今日に至ったのではなかったかとさえ思われる。

過去の方言の資料は、中央語のそれに比して極めて少なく、就中室町以前にはほとんど見るべきものはない。こうした資料の不足が、今日方言史研究の進展の大きな障壁となつてゐることは前述の通りである。しかしながら、我々の手もとに残された夥しい古文書などを資料として、右のような調査を進めることによつて、ある程度過去の方言状態が再構できるのではないかという期待が抱かれる。